参考資料３

大阪府部活動の在り方に関する方針

平成31年２月

大阪府教育委員会

本方針策定の趣旨等

○　学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツ及び芸術文化、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動（以下、「芸術文化等の活動」という。）に興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録・大会等に挑戦する中で、生徒に次のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられる。

　・　部活動の楽しさや喜びを味わい、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができる。

　・　体力の向上や心身の健康の保持増進につながる。

　・　自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。

　・　自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。

　・　互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

○　このように、部活動は、各学校の教育課程での取組みとあいまって、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。

○　しかしながら、部活動における過度な活動等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題があるとともに、教員においても、部活動が長時間勤務の要因の１つになっている。

○　このようなことから、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年３月）」及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）」（以下、「スポーツ庁及び文化庁のガイドライン」という。）に則り、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組みについて、本方針を策定する。

○　本方針は、中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、支援学校中学部を含む。以下同じ。）及び高等学校（中等教育学校後期課程、支援学校高等部を含む。以下同じ。）段階の部活動を対象とする。

○　生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。

・　生徒が、スポーツや芸術文化等の活動を楽しむことで生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することや、芸術文化等に親しむための資質・能力の育成を図ること。

・　また、バランスのとれた心身の成長を促すとともに、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動等のバランスにも十分に配慮すること。

・　生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

・　学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

１

１ 適切な運営のための体制整備

（１）部活動の方針の策定等

ア　市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者（以下、「学校の設置者」という。）は、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインに則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。

イ　校長（府立学校にあっては准校長も含む。以下同じ。）は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」（府立学校においては本方針）に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。

ウ　部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。

エ　学校の設置者は、上記イ・ウに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

（２）指導・運営に係る体制の構築

　　ア　校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に部活動を実施できるよう努める。

　　イ　校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

ウ　学校の設置者及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年２月９日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。なお、府立学校の校長は、これらに加え「府立学校における働き方改革に係る取組みについて（平成30年３月）」も踏まえるものとする。

２ 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み

（１）適切な指導の実施

ア　校長及び部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）は、部活動の実施に当たっては、運動部、文化部に関わらず、文部科学省が平成25年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

２

イ　部活動の指導者は、生徒の健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であること、加えて、過度の活動等が、必ずしも能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。あわせて、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつも効果が得られる指導を行う。その際、競技種目、分野の特性等を踏まえた科学的・合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動を積極的に導入すること。

ウ　指導にあたっては、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で行う。

エ　近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯においては活動を原則として行わないようにする等、適切に対応すること。

３ 適切な休養日及び活動時間の設定

ア　部活動を行わない日（以下、「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【中学校】

　　　○　休養日の設定は以下のとおりとする。

・学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

○　１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動　　を行う。

〇　休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

３

【高等学校】

○　休養日の設定は以下のとおりとする。

・週当たり平日は少なくとも１日、週末のうち少なくとも１日を休養日とすることを基本とするが、練習試合や大会等で困難な場合にあっても、ノークラブデーによる週１日以上の休養日と学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間等）を合わせ、年間で104日以上設定する。

・週末の休養日は原則として月当たり２日以上となるよう設定する。

○　１日の活動時間は、平日では２時間程度、学校の休業日は４時間程度とし、できるだけ

短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

〇　休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

○　学校の休業日に練習試合や大会等で４時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

○　長期休業中については、生徒が十分な休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

イ　学校の設置者は、１（１）に掲げる「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ　休養日及び活動時間については、学校の実態や全体の活動状況も踏まえながら今後も検討を続け、より適切に対応することとする。

４